

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和元年11月29日

金 曜 日

号 外(4)

目 次

公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

公安委員会規程

○富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程 8

規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年11月29日

富山県公安委員会委員長 野田 八嗣

富山県公安委員会規則第 8 号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第27条第 3 項中「特定後写鏡」を「特定後写鏡等」に改める。

第41条第 1 項を次のとおり改める。

法第94条第 3 項の規定により免許証の再交付を申請しようとする者は、運転免許証再交付申請書（様式第24号の 3）に府令第21条第 3 項に定める書類及び申請用写真を添付し公安委員会に提出しなければならない。ただし、法第94条第 2 項に規定する亡失又は滅失以外のとき及び府令第21条第 1 項の規定により免許証の再交付を申請する場合は、申請用写真の添付を要しない。

第44条の 3 第 4 項中「運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し又は破損したと

き」の次に「など府令第30条の13第1項各号に該当する場合」を加え、「府令第30条の13」を「同条第2項」に改める。

第44条の3第6項中「第1項及び第4項」を「第1項、第2項及び第5項」に改める。

第44条の3第7項中「第3項」を「第4項」に改める。

第44条の3第8項中「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第2項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第105条第2項に規定する運転経歴証明書の申請は、運転経歴証明書交付（再交付）申請書を運転免許センター又は高岡運転免許更新センターに提出するものとする。

なお、このとき申請用写真の添付は要しない。

様式第24号を次のように改める。

様式第24号 (第40条、第44条の3 関係)

運転免許証等記載事項変更届 (県内)

富山県公安委員会 殿

太線枠内を記入してください

年 月 日

警察署等受理

届出者氏名

生 年 月 日

年 月 日生

運転免許センター受理

電話(固定・携帯)

運転免許証 経歴証明書 変 更 事 項	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
	本 籍 ・ 国 籍			
	住 所			
	フ リ ガ ナ			
	氏 名	旧姓 (※)		

※ 旧姓は免許証への併記を希望する方のみ記載してください

変更項目を○で囲む

免許証複写欄	
--------	--

免許証・経歴証明書裏面の記載事項変更内容を確認しました。

届出者 署名

係員記載欄

※ IC 免許	本籍・氏名・住所変更による IC 追記処理	済	○印をつける
---------	-----------------------	---	--------

登録票

氏名・生年月日	年 月 日
本籍・国籍	
住 所	
交 付	平成 年 月 日
条件等	年 月 日まで有効
免許証番号	
第一種免許	年 月 日
二・小車免許	年 月 日
その他	年 月 日
第二種免許	年 月 日
有無	
免許の種類	大 中 準 大 小 けん けん 大 中 大 けん
	型 型 型 通 自 自 引 引 引 引 引

- ※ IC 免許証の生年月日変更は、免許証の再作成が必要です。
- ※ 本籍・氏名又は生年月日を変更される方は、本籍地記載の住民票を添付してください。
- ※ 住所のみを変更される方は、現住所を証明できるものを提示してください。
- ※ 運転経歴証明書は、IC化されていません。
- ※ 運転経歴証明書の本籍変更は、できません。

(裏)

再 交 付 理 由	1 亡失・紛失	確 認 資 料	1 住民票
	2 盗難		2 マイナンバーカード
	3 滅失		3 健康保険証
	4 汚損・破損		4 現有経歴証明書
	5 旧経歴証明書 所持のため		
	6 記載事項変更有		
	7 その他		

再交付申請の方は、太線枠内の該当事項を記入してください

再交付申請時に記載事項変更がある方は、変更前の内容を記入してください

旧氏名	旧生年月日	大・昭・平	年	月	日
経歴証明書に記載されている 旧 住 所					

て ん 末 書

亡 失 等 の 状 況	<p>なくした運転経歴証明書は、富山県・ 公安委員会から交付を受けました。</p> <p>なくした状況は、次のとおりです。</p> <p>○ 最後に確認したのは、 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分ころ</p> <p>○ なくしたことに気付いたのは、 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分ころ</p> <p>○ なくした場所は、 ・ 自 宅 ・ 仕 事 先 ・ 買 物 先 ・ その他</p> <p>○ なお、警察署への届出は、 ・ していません。 警察署に 月 日に届出しました。</p> <p>※ 破損・汚損した状況は、次のとおりです。</p>
	<p>私は、運転経歴証明書を2通持つことが禁止されていることや、亡失した運転経歴証明書を発見した時は、速やかに返納しなければならないことを知っておりますので、これに違反しないことを誓います。</p> <p>氏名 印</p>

附 則

この規則は、令和元年12月1日から施行する。

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め、公布する。

令和元年11月29日

富山県公安委員会委員長 野田 八嗣

富山県公安委員会規程第 5 号

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程

富山県公安委員会の事務の専決に関する規程（昭和61年富山県公安委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第 167 号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第18条第 5 項の規定による放射性同位元素等の運搬の届出の受理及び同条第 6 項の規定による運搬に係る指示 2 第42条第 1 項の規定による使用者等に対する報告の徴収 3 第43条の 2 第 1 項の規定による使用者等の事務所等に対する警察職員の行う立入検査等の下命
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和35年政令第 259号）	第18条の規定による届出書及び運搬の指示内容に係る他の公安委員会への通知

を

放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第 167 号）	<ol style="list-style-type: none"> 1 第18条第 5 項の規定による放射性同位元素等の運搬の届出の受理及び同条第 6 項の規定による運搬に係る指示 2 第42条第 1 項の規定による使用者等に対する報告の徴収 3 第43条の 2 第 1 項の規定による使用者等の事務所等に対する警察職員の行う立入検査等の下命
放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号）	第18条の規定による届出書及び運搬の指示内容に係る他の公安委員会への通知

に改める。

別表道路交通法（昭和35年法律第105号）の項第82号中「同条第6項の規定による運転経歴証明書の交付」の次に「並びに第105条第2項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理及び交付」を加える。

別表道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の項中第24号を第27号とし、第15号から第23号までを3号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の3号を加える。

- 15 第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理
- 16 第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請の受理
- 17 第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納に係る届出の受理

附 則

この規程は、令和元年12月1日から施行する。
